

第1回令和7年度総合教育会議を踏まえた対処方針及び計画への反映

資料1-2

No.	意見	対応方針・施策への反映	編-章-節 等
1	<p>言葉の表現になるが、上田市としてひとりの子どもも取り残さないという方針もある中で、「学校教育」を「子ども教育」という表現に変えた方が、最近の情勢も鑑みると望ましいのではないか。(木口委員)</p> <p>学校での教育に捉われず、上田市内の子ども全体の教育という視点が必要。(萱津委員)</p> <p>子ども教育という視点では、子どもが生まれたところから、高校や高等教育までということを考える必要もある。教育委員会だけでなく、健康こども未来部や福祉部、文化スポーツ観光部など市長部局の関係部署とも横断的に考え、包括的な視点で「子ども教育」という言葉を用いて欲しい。(木口委員)</p>	<p>「子ども教育」という表現は、小中学校の児童生徒を対象とした学校教育に限らず、未就学児や特別支援教育、高等教育なども含めた広い視点で教育を捉えることができ、委員ご指摘の包摂的な理念を示すには有効であると認識しております。</p> <p>また、教育大綱が理念や方針を語る文書であることを踏まえると、「子ども」についての厳密な定義づけをすることなく、柔軟な解釈を許容する表現として「子ども教育」を採用することには一定の合理性があるものと考えます。</p> <p>一方で、実務的な観点では、「子ども教育」とした場合、未就学児から高校生までを含む可能性があり、特に高等教育は市の教育行政の所管外となるため、教育行政の責任の所在という点で誤解を招く恐れがあります。</p> <p>また、現行の教育大綱では、「学校教育」「生涯学習」「文化芸術」という分野別の整理をしており、行政施策の体系的な理解を促す構成となっています。そうした中、「子ども教育」という表現は対象者で区分されるものであり、教育内容で区分する他の分野名称(生涯学習・文化芸術)と並列に置くと、分類の軸が揃わず、構成上の違和感が生じます。</p> <p>理念的なものとして「子ども教育」とすべきか、実務上の整合性や読み手への配慮を踏まえて従来の「学校教育」のままとすべきか、事務レベルでは判断いたしかねますので、一旦「子ども教育」に修正させていただいた上で、第2回総合教育会議の場で御議論いただければと考えます。</p>	全体

No.	意見	対応方針・施策への反映	編-章-節 等
2	教育大綱について、子どもたちの意欲を意図的に引っ張るような内容ではなく、子どもの主体性をサポートできるような内容になると良い。(安達委員)	上田市教育大綱では上田市教育の基本理念を踏まえて、「人づくり」と「人を育む地域づくり」を目指すものであり、「育む」、「応援する」と言った表現を用いて、主役（主体）は子どもであり、市民であるという意思を示しています。	全体 子ども教育分野
3	誰にでも分かりやすい表現を用いてほしい。(安達委員)	ご指摘も踏まえて、極力分かりやすい表現としていますが、ご懸念の箇所などありましたらご指摘をお願いします。	全体
4	上田市の社会資源を生かす内容が盛り込まれた大綱になると良い。(萱津委員)	まず、上田市の社会資源を生かす（愛着を持つてもらいたい）との視点で、基本理念「燐(さん)と輝く上田の未来を紡ぐ人づくり」を掲げ、「基本理念に込める思い」で具体的な説明を添えています。 また、文化芸術分野では特にサントミューゼや各種文化財等の社会資源を生かす思いを込めて「地域の資源を生かして、」を追記しました。	全体 文化芸術分野
5	自己肯定感が高いということは素晴らしい。市の教育行政の成果だと思うので、継続していただきたい。(安達委員) 生徒の小さなつぶやきでも先生が拾い、否定せず認める姿が印象に残っている。こうした取組の積み重ねが自己肯定感を上げ、自尊感情の醸成には大事だと思う。(萱津委員)	継続して取組んでまいります。	子ども教育分野

No.	意見	対応方針・施策への反映	編-章-節 等
6	中学生の体力が伸びていることが示されており、これは部活動の働きによるものだと思う。部活動の地域展開という変化もある中で、今後も注目していきたい。(安達委員)	学校部活動から地域クラブ活動へ展開後も中学生がやりたい活動が継続できるよう、関係団体等と連携して取組んでまいります。	子ども教育分野
7	勉強に楽しさを感じ、主体的に計画し探求心を持って楽しく学ぶという視点も次の支援プランでは盛り込んでいただきたい。(木口委員)	主体的な学び、探求的な学びを促す授業づくりが必要と認識しており、第4期支援プランの中に盛り込んでまいります。	子ども教育分野
8	情報リテラシーの関係で、いくつか関連する支援策があるので、ひとつ独立した支援策として項目出ししても良いのではないか。(安達委員)	ここ数年でスマートフォン等の利用による犯罪やいじめに関わるリスクが高まっており、ICTを活用した授業に関する項目と犯罪から自らを守る項目の2か所に掲げております。学校教育と家庭での利用それぞれの場面で危険が伴うことから、2つの支援策の中に明記することで対応等を充実させていきたいと考えます。	子ども教育分野
9	「すべての子どもに寄り添う支援」を進める上で、フリースクールなど市内の様々な子どもに関わる民間施設との情報共有や連携が重要。(木口委員)	フリースクール等の民間施設の役割は不登校等の児童生徒の社会的自立に向けた大きな役割を担っていただいており、情報共有や連携について大変重要と捉えており、第4期支援プランに盛り込んでまいります。	子ども教育分野
10	「悩みを抱える児童生徒への支援」の対象としてはいじめや虐待だけでなく、ヤングケアラーの子がいることも認識すべき。特に自分がヤングケアラーだと自覚していない子も多く、相談等のコミュニケーションに繋げる仕組みが大切になってくる。(萱津委員)	家庭内での児童生徒の置かれている状況は日々変化しており、児童虐待やヤングケアラーも大きな社会問題として認識しております。 これらの支援については、家庭支援を行う市長部局の福祉施策の中で位置づけておりますが、教育委員会としましても関係機関と連携し、適切な支援につなげてまいります。	子ども教育分野

No.	意見	対応方針・施策への反映	編-章-節 等
11	部活動の地域展開が進められているが、スポーツだけでなく文化芸術分野も含め、一生懸命頑張ろうという子だけでなく、気軽に参加する子どもの活動についても配慮していくことが必要。（萱津委員）	<p>ご指摘を踏まえ、年齢や意欲に関係なくとの意図を強く表現するために、「生涯学習スポーツ分野」、「文化芸術分野」双方の地域づくり方針に「誰もが」との文言を追加しました。</p> <p>また、部活動地域展開の件も含め、子どもの権利や子どもの視点を大切にするとの趣旨から、子ども教育の地域づくりの部分を、「『子どもたちの思いに寄り添いながら、』子どもたちを社会の宝として地域ぐるみで育みます。」に修正しました（『』部分を追記）。</p>	生涯学習スポーツ分野 文化芸術分野 子ども教育分野
12	<p>サントミューゼや博物館など、様々な施設での活動は素晴らしいのでは是非継続しつつ、より広範囲の世代、地域に上田市の素晴らしい活動を発信広報していく仕組みを強化していくことが必要。</p> <p>学校や子どもとの関連事業が多く実施されており、地域が子どもを育てる視点で、子どもたちを巻き込んだ取組をより一層強化して欲しい。（木口委員）</p>	<p>効果的な情報発信や各種活動への子どもの参加増進、施策を進める上で重要な視点であると考えております。</p> <p>生涯学習、スポーツ、文化芸術各分野の個別計画（構想）においてもそれらの視点について明記し、それぞれ工夫をしながら取り組んでいるものもあります。引き続き、これらの視点を意識して個別施策に取り組んでまいります。</p>	文化芸術分野 生涯学習スポーツ分野

No.	意見	対応方針・施策への反映	編-章-節 等
13	<p>従来は行政主導で子どもたちや地域の皆さんを巻き込む活動が中心だったと思うが、これからは、様々なニーズのある子どもや市民の皆さんたちが主体的に活動する場をどう提供していくかを考える必要があり、部活動の地域展開も含め、市として子どもの思いを受け止める土台をどう作っていくかが大きな課題。（酒井教育長）</p>	<p>子どもを含めた市民の幅広いニーズに対応するためには、行政主導ではなく、様々な主体による自主的で多様な地域活動が活発化することも重要です。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「生涯学習スポーツ分野」、「文化芸術分野」双方の地域づくり方針に多様な地域の活動環境を育む旨を追記しました。</p> <p>また、部活動地域展開の件も含め、子どもの権利や子どもの視点を大切にするとの趣旨から、子ども教育の地域づくりの部分を、「『子どもたちの思いに寄り添いながら、』子どもたちを社会の宝として地域ぐるみで育みます。」に修正しました（『』部分を追記）。</p>	文化芸術分野 生涯学習スポーツ分野 子ども教育分野
14	<p>2．位置づけ（1）根拠法令等では、2023年施行の「子ども基本法」があり、それに基づき国では「子ども大綱」や「子どもまんなか実行計画」を策定している。これらは、上田市教育大綱につながっているのではないか。</p> <p>また、それら国の動きの背景としては、「子どもの権利条約」があり、市としても当該条約の周知・浸透のための取組として、「子ども権利条例」制定等も検討されているかと思うので、そのような方向性を大綱の中に入れられないか。（萱津委員）</p>	<p>行政が子どもに関連する施策を推進する上で、「子ども大綱」や「子どもまんなか実行計画」を考慮すべきであることは間違ひありませんが、根拠法令等については、自治体として「教育大綱」を策定する（しなければならない）元となる法令等を記載すべき箇所であり、修正はいたしません。</p> <p>なお、「子ども大綱」や「子どもまんなか実行計画」の上田市版としては「第3次上田市子ども・子育て支援事業計画（上田市未来っ子かがやきプラン）」を令和7年3月に策定し、計画に基づき、子ども・若者政策を総合的に推進してまいります。</p>	全体

No.	意見	対応方針・施策への反映	編-章-節 等
		<p>「子ども権利条例」については、他自治体の動向などを研究しており、上田市として相応しいあり方を検討しているところです。それらの情勢については、策定趣旨、冒頭の「はじめに」の中で市が目指す方向性を盛り込むこととします。</p> <p>また、子どもの権利や子どもの視点を大切にするとの趣旨から、子ども教育の地域づくりの部分を、「『子どもたちの思いに寄り添いながら、』子どもたちを社会の宝として地域ぐるみで育みます。」に修正しました（『』部分を追記）。</p> <p>加えて、「こども大綱」「子ども権利条例」の理念の一つである「育つ権利」を踏まえた記述として、生涯学習・スポーツ分野と文化芸術分野の両方に「誰もが」参加できる環境を育むことを追記しました。</p>	子ども教育分野 文化芸術分野 生涯学習スポーツ分野